

## 第3章

# 人と地域の交流で笑顔が生まれる 市民主体のまちづくり

## 市民生活

### 1 節 地域の特性を活かした笑顔生まれる協働のまちづくりを推進します

1. 市民主体のまちづくりの推進
2. 協働と共創のまちづくりの推進
3. 思いやりのあるまちづくりの推進
4. 市民の市政への参画機会の拡充

### 2 節 豊かな自然と調和した良好な生活環境をつくります

1. 豊かな自然環境の保全と継承
2. 生活環境の向上
3. 循環型社会の構築
4. 脱炭素社会の構築



## 3-1-1 市民主体のまちづくりの推進

### 現状・課題

■ 本市には、安全・安心で住みよい豊かなまちづくりを進めるため、地域住民による町内会が組織されています。

しかし、価値観の多様化や活動に対する負担増加、人口減少、少子高齢化などにより、一部の町内会では、その活動や運営が困難な状況となってきました。

また、活動への支援の要望や集会施設の老朽化に伴う改修や増改築、新築の要望が、毎年、寄せられています。

住民自治の原点である町内会の継続と活性化のため、引き続き、実態に応じた適正な各種支援が求められています。

■ 今日の社会では、個人のライフスタイルを重視する一方で、地域活動が衰退するケースが見られ、本市においてもその対策が必要です。

今後は、各団体の活動支援を継続しつつ、それぞれの団体が情報を交換・共有し、連携・協力する体制づくりが求められています。

また、新たな発想により形成された団体やグループについての支援も求められています。

■ 本市には、各地域に様々な伝統文化がありますが、人口減少や地域活動の低迷により、継承が困難になりつつあります。

そのため、伝統・地域行事へ参加する機会を増やし、地域を大切に考える意識醸成や世代間交流の促進が求められています。

### 基本的方向

#### 1. 地域型コミュニティ活動の支援

町内会活動への積極的な参加を促すとともに、適正規模で町内会活動ができるよう、支援を推進します。

また、町内会及び地域団体からの要望を集約し、活動を支援するとともに、集会施設の整備に対する支援の充実に取り組みます。

#### 2. 各種団体・グループなどの自主的活動の促進

健全なコミュニティを形成し、また維持していくため、地域を支える人材・団体の育成を図るとともに、自立に向けたサポートを行い、行政や地域との連携の構築に努めます。

また、時流に即した新規団体の発掘や横断的な組織の構築に取り組みます。

#### 3. 世代を超えた交流の促進、郷土愛の醸成

地域の伝統や各種活動の伝承・継承を図るため、若い世代、特に子どもたちに地域を知ってもらう機会を提供するとともに、世代間・地域間の交流促進や伝統的・文化的活動、各種ボランティア活動に参加できる環境を整備します。

また、ふるさとの良さについて子どもたちが主体的に学ぶ活動を様々な場面で積極的に取り入れるなど、「白山市教育大綱」の基本理念である「ふるさと白山市を愛し、誇りに思える人づくり」を推進します。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 地域型コミュニティ活動の支援	町内会活動に対する支援	→		市
	集会施設の整備に対する支援	→		市、県、市民
	コミュニティ活動備品の整備に対する支援	→		市、県、市民
	適正規模での町内会活動の推進	→		市、市民
2. 各種団体・グループなどの自主的活動の促進	★地域を支える人材・団体の育成	→		市、市民
	時流に即した新規地域団体の発掘		→	市、市民
3. 世代を超えた交流の促進、郷土愛の醸成	子どもの伝統・地域行事へのきっかけづくり	→		市、市民
	★ふるさと学習事業の提供	→		市
	世代間・地域間の交流事業の支援	→		市、市民

市民協働に向けて

- 町内会活動に対する支援の強化とともに、市民の町内会活動への積極的な参加を促進します。
- 家庭、地域間の教育力を強めるために、学び合い、経験を共有する世代間交流を促進します。

目標指標

指 標	単位	計画策定時	目標値		備 考
		(年度)	R3	R8	
町会行事災害補償制度加入率	%	89.9 (H28)	92.5	92.5	
世代間・地域間交流事業参加者数	人/年	9,195 (H27)	9,700	10,000	



集会施設の整備



子どもたちのふるさと学習

## 3-1-2 協働と共創のまちづくりの推進

### 現状・課題

■ 本市では、平成23年3月に白山市自治基本条例を制定し、「市民参加」と「協働」によるまちづくりにより、市民自らが地域の担い手として活躍し、互いに協力し合い、活力に満ちた地域社会の実現を目指しています。

こうした中、市民自らの創意工夫により複雑化・多様化する地域課題を解決し、地域の魅力向上に向けた取り組みを支援するため、平成28年度に「市民提案型まちづくり支援事業補助制度」を創設しました。

また、NPOやボランティアといった各種団体との連携を進めるため、白山市市民活動・ボランティアセンターに専任のコーディネーターを配置し、各種相談や交流会の開催等を行っています。

今後は、幅広い年代層の参画や新たな担い手の発掘・育成をさらに進めるとともに、市民一人ひとりが地域の取り組みに主体的に参加し、自ら考え行動する地域づくりが求められており、市民意識の醸成や地域力向上のための取り組みが必要です。

■ 本市では、活力ある地域社会の発展と人材育成を進めることを目的として、平成23年に市内に立地する金城大学・金城大学短期大学部と包括連携協定を締結しました。

さらに、県内外の大学とも包括連携協定を締結し、幅広い分野での事業展開を図っています。

令和3年3月26日には、市内に立地するかなざわ食マネジメント専門職大学と包括連携協定を締結しました。

また、県内の高等教育機関で構成されている大学コンソーシアム石川や金沢市近郊私立大学等の特色化推進プラットフォームの各種事業を通じた連携も進めています。

今後は、多様化する地域課題や行政的課題の解決に対応するため、連携による事業展開を積極的に進める必要があります。

### 基本的方向

#### 1. まちづくりに関する取り組みの充実

白山市自治基本条例に基づき、市民参加、市民と行政の協働を基本にまちづくりを進めるため、協働の仕組みづくりや環境整備、活躍する人材の育成を推進します。

さらに、全市的な新しい地域コミュニティ組織の設立に向けて、支援を行うとともに、地域が自主的・主体的に取り組む活動を支援する「(仮称)地域予算制度」の導入に向けて整備を進め、新たな「協働のまちづくり」を推進します。

また、ボランティアへの関心を高めてもらうため、市民活動・ボランティアセンターの機能強化を行うとともに、各種団体とのさらなる交流・連携を図ります。

#### 2. 高等教育機関との連携体制の推進

高等教育機関の運営を支援するとともに、地域や行政と連携し合える環境や連携体制の整備を図ります。

また、これまで以上に産学官の連携を強化し、互いの資源を活かした事業展開を進めるとともに、若い世代を含めた地域との交流を深化させることで、地域の課題解決と活性化につなげます。



傾聴ボランティア養成講座

## 施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. まちづくりに関する 取り組みの充実	市民提案型によるまちづくりの推進	→	→	市、市民
	★ 新たなまちづくりに向けた取り組みの推進		→	市、市民
	協働の体制づくりの構築	→	→	市、市民、社会福祉協議会
	★ ボランティア意識の啓発と参加の促進	→	→	市、市民、社会福祉協議会
2. 高等教育機関との 連携体制の推進	教育施設の整備充実への支援	→	→	市
	★ 地域課題解決に向けた大学との連携による 取り組みの充実	→	→	市、市民、大学
	里山を軸としたブランディング事業の推進	→	→	市、市民、大学
	再生可能エネルギーの利用に向けた共同研究 の推進	→	→	市、市民、大学
	デジタルコミュニティ放送の活用促進	→		市、市民、大学

## 市民協働に向けて

- 協働のまちづくりの共通認識のもと、新しい制度の構築や高等教育機関との連携を強化します。
- ボランティアに関する啓発活動や広報、情報提供を行うとともに、ボランティア、市民活動団体、NPOとの交流会や研修会を定期的に行い、連携を深めます。

## 目標指標

指 標	単位	計画策定時	目標値		備 考
		(年度)	R3	R8	
市民提案型まちづくり支援事業 取り組み数	件/年	27 (H28)	33	5	
地域コミュニティ組織の設立	件	2 (R2)	5	28	累計
ボランティア登録者数	人	6,560 (H27)	7,500	8,500	
ボランティア登録団体数	団体	165 (H27)	180	200	
大学との連携事業数	件/年	37 (H27)	45	55	

## 3-1-3 思いやりのあるまちづくりの推進

### 現状・課題

近年、少子高齢化の加速、情報社会の進展など、社会構造や社会情勢の大きな変化、さらには、多発する災害や感染症などにより、人々のストレスや不安が大きくなり、人権侵害や差別につながるものが懸念されています。

人権問題は、差別や偏見、不安など、人権を侵害する考えや行動によって生じるとされ、誤った認識や無知、無関心がその根底にあります。

このことを踏まえ、市民一人ひとりがどのような人権問題をも自分事と受けとめ、正しく認識し、互いを思いやる心を育めるよう、人権教育と啓発に取り組んでいくことが求められます。

本市では、「第2次男女共同参画行動計画」に基づき、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の実現を目指し、女性の活躍推進、仕事と家庭生活が両立できる環境の整備、男女共同参画の意識の醸成に取り組んでいます。

また、男女共同参画社会を形成していく上で、DV等（性犯罪、子どもに対する性暴力等を含む）を含めたあらゆる暴力の根絶が克服すべき重要な課題となっています。

男女共同参画社会の実現のためには、長年にわたり形成されてきた性別に基づく役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を図るとともに、あらゆる分野に「ジェンダー平等」の視点を取り入れていくことが重要です。

DV等については、深刻な社会問題にもなっており、防止に向けた意識啓発や被害者支援の充実を図るとともに、関係機関等との連携強化が必要です。

### 基本的方向

#### 1. 人権尊重の推進

全ての市民が相手を思いやり、お互いに多様な個性・ちがいを認め合い行動できる共生社会の実現を目指し、「人権教育・啓発に関する行動計画」を策定し、子どもから大人まで、あらゆる場・機会を通じて、人権教育及び啓発活動に取り組みます。

また、市民が日々の困りごとを気軽に相談でき、安心して暮らせるよう、各種相談事業等の周知を行うとともに、相談体制の充実と関係機関との連携・強化を図ります。

#### 2. 男女共同参画社会の推進

男女共同参画を進めるため、人材の育成や周知啓発等に努め、あらゆる分野において、女性の参画や活躍を推進します。

また、市民一人ひとりが仕事と家庭生活、地域活動など、多様な選択のもと、バランスのとれた働き方・生き方ができる社会の実現を目指し、男性の家庭・地域活動等への参画を推進するため、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や啓発に努めます。

DV等については、その未然防止と根絶に向け、意識啓発に取り組むとともに、DV等に関する相談窓口の周知を行い、被害者救済に向け、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

性別に基づく無意識の思い込みを解消し、性別に関わらず、ともに個性と能力を発揮できるよう、家庭・地域・学校・企業など幅広い分野へ情報発信及び意識啓発に取り組みます。

施策の展開

基本的方向	施策の概要 (★印は重点項目)	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 人権尊重の推進	人権啓発の推進	→	→	市、法務局、人権擁護委員
	各種相談事業の実施	→	→	市
2. 男女共同参画社会の推進	女性が活躍できる社会の推進	→	→	市、市民
	★ワーク・ライフ・バランスの推進	→	→	市
	配偶者等からの暴力の防止	→	→	市
	男女共同参画社会への理解促進	→	→	市、県

市民協働に向けて

- 人権擁護委員と市内の高校生と一緒に市内の商業施設等で来客に向け、人権啓発を実施します。

目標指標

指 標	単位	計画策定時 (年度)	目標値		備 考
			R3	R8	
市の審議会等における女性委員の割合	%	30.1 (H28)	40.0	40.0	
白山市仕事と生活が調和する優良事業所総数	社	10 (H28)	20	30	

第3章 (市民生活)  
第4部 基本計画



パープルリボンキャンペーン (女性に対する暴力をなくす運動)



白山市仕事と生活が調和する優良事業所表彰

## 3-1-4 市民の市政への参画機会の拡充

### 現状・課題

本市はこれまで、市内全28地区で開催するまちづくり会議や市長への提案はがき・メールなどの取り組みを通して、市民の市政への参画や市民ニーズの把握に努め、市民の声が活かされる市政の実現に努めてきました。

今後、さらに対話と参加によるまちづくりを実践していくことが重要であり、市民のまちづくりへの参画機会の拡充を図る必要があります。

また、若い世代や女性をはじめ、様々な年代や立場の意見を市政に反映することが求められています。

市政への参画を促進するためには、市民に対して分かりやすく市政情報を提供することが重要です。

市民に対する情報提供が一方通行的にならないよう、広報や新聞、ラジオのほか、SNSなどの広報媒体を活用して、分かりやすい市政情報の提供に努め、公正で開かれた市政の実現を図る必要があります。

### 基本的方向

#### 1. 対話と参加による市政の推進

対話と参加のまちづくりを推進するため、若い世代や女性、各種団体をはじめとする、より多くの市民から意見を聴く機会の充実を図るとともに、市長と直接意見交換する機会を設けるなど、市民の意見、提案やニーズを幅広く把握し、市政に関わる情報を市民と共有します。

また、より多くの市民が、計画策定時から市政に参画する機会の拡充を図るため、市の審議会の公募委員として活躍できる環境づくりをさらに推進します。

#### 2. 広報活動の充実

市民に対してより分かりやすく見やすい広報紙となるよう工夫するとともに、高齢者や障害者を含め、誰もが利用しやすいホームページとなるよう、さらなる充実を図ります。

また、メール配信、Facebook、LINE、YouTubeなどの情報発信ツールを利用し、進化する情報通信技術に対応した適切な市政情報の提供に努め、市民がより早く、いつでも情報を入手できる環境づくりに努めます。



白山市情報コーナー



まちづくり会議

## 施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 対話と参加による 市政の推進	★ 市政参画機会の充実	→	→	市、市民
	★ 広聴活動の充実	→	→	市、市民
2. 広報活動の充実	★ 広報活動の充実	→	→	市

## 市民協働に向けて

- 各種計画の策定段階から市民の参画を図るため、公募委員を取り入れることが相応しい審議会等の委員の任命に当たっては、積極的に公募するよう努めます。
- 市民の意見を聴く機会を積極的に設けるとともに、市長が直接、市民や各種団体と意見交換を行う機会を設け、市民の市政への参画を図り、今後の市政運営に活かします。

## 目標指標

指 標	単 位	計画策定時 (年度)	目標値		備 考
			R3	R8	
ホームページへのアクセス数	千件/年	361 (H27)	400	550	



ホームページを活用した市政情報の発信



## 3-2-1 豊かな自然環境の保全と継承

### 現状・課題

■ 本市の里山は、水源かん養や災害の防止などの多様な機能を持っています。

一方で農家や林業従事者の高齢化、後継者及び担い手の不足などから、耕作放棄地の増加や森林の荒廃などの問題が深刻化しています。

また、防風林・防砂林としての役割を果たしている海岸の松林は、松くい虫による松枯れの被害が継続しています。

そのため、耕作放棄地の発生や森林の荒廃の防止に繋がる対策や、後継者及び担い手が耕作や施業を維持できる環境を整備するとともに、農林資源の保全などへの取り組みが必要です。

さらに、これら課題への対応には、多くの市民の理解と参加が必要であり、市民と一体となった里山づくりが大切です。

■ 白山から日本海に至る広大な市域に、多種多様な生物の生息環境を有していますが、その中には絶滅が危惧されているものもあります。

また、近年では、里山の管理不足などにより生息環境の悪化や有害鳥獣による農作物被害も深刻化しており、動植物の生息環境の保全や有害鳥獣対策が求められています。

■ 本市では、手軽に自然とふれあえる場所として、多くの自然体験施設を有するほか、「いしかわ自然学校」と連携した自然とのふれあいイベントやプログラムを開催しています。

今後も、豊かな自然を活用したふれあいの場と機会の充実を図ることが大切です。

### 基本的方向

#### 1. 自然環境・水環境の保全と継承

手取川水系と加賀沿岸域の環境基準点において、生活環境の保全に関する環境基準を達成するとともに、手取川扇状地域の良好な水質や地下水位の維持を図ります。

また、中山間地域等直接支払事業に引き続き取り組み、耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、森林環境譲与税を有効に活用し、境界の明確化や計画的な間伐などを行うことによる森林の整備保全を図ります。

さらに、海岸林の保全においても適切な病害虫の防除を行うとともに、地域住民等の理解と協力を得て維持管理をしていく仕組みづくりを推進します。

#### 2. 生物多様性の保全と鳥獣の保護管理

本市に生息・生育する希少野生動植物の調査を行い、保護・保全について普及啓発します。

また、野生鳥獣の生息環境の保全と地域の生物多様性の保護管理を図ります。

#### 3. 自然とのふれあいの推進

水辺環境などの維持管理活動に対して支援を行うとともに、ホタル生息調査や自然観察会など、自然とふれあえる市民講座やイベントを開催します。

## 施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 自然環境・水環境の保全と継承	生活保全に関する環境基準達成に向けた対策	→	→	市、県
	地下水位維持のための対策	→	→	市、国、県、市民、近隣自治体
	手取川扇状地域の良好な水質の保全	→	→	市民、事業者
	★森林及び里山保全再生活動などの推進	→	→	市、市民
	ボランティア活動による森林整備	→	→	市、市民
	★中山間地域農業の活性化支援	→	→	市、市民、JA等
2. 生物多様性の保全と鳥獣の保護管理	希少野生動植物の保護・保全の啓発	→	→	市、市民
	野生鳥獣の生息環境の保全	→	→	市、市民
3. 自然とのふれあいの推進	自然とふれあえる市民講座やイベントの開催	→	→	市、市民

## 市民協働に向けて

- 手取川扇状地域の水質維持に向け、川や海などへのポイ捨て禁止看板の設置や監視強化に取り組むほか、広報等を通じ、調理くずや廃食油を流さないなどの生活排水対策を呼びかけます。
- 里山への苗木の植樹や下草刈り保育などに参加する体制の整備・構築を進め、自然に親しみながら里山保全の重要性の認識向上に取り組めます。

## 目標指標

指標	単位	計画策定時 (年度)	目標値		備考
			R3	R8	
ホテル生息確認数	匹	2,104 (H27)	3,000	3,000	
中山間地域等直接支払交付金 取り組み面積	ha	88.5 (H28)	90.0	90.0	



白山と手取川



## 3-2-2 生活環境の向上

### 現状・課題

■ 本市では、市民、事業者、行政が互いに協働・連携して取り組む環境保全活動の一環として、海岸清掃や川掃除をはじめ、公共施設の清掃や散在する空き缶などの収集を行うクリーン作戦に取り組んでいます。

また、環境保全活動を率先して実践できる市民、事業者の増加に向けた取り組みも行っています。

今後、環境保全に関する情報のさらなる周知徹底や共有化、活動に取り組む町内会や団体への活動支援が必要となってきます。

■ 私たちの身近な生活環境には、工場・事業所や自動車などによる大気汚染、交通騒音や振動、化学物質による環境汚染、都市部における景観問題など、解決すべき様々な課題があります。

騒音・振動は、人の感覚に悪影響を及ぼす要因の一つであることから、企業と連携した公害防止対策を進めるほか、苦情への迅速な対応が不可欠となっています。

■ 本市では、市営の松任斎場、一部事務組合が管理運営する白山郷斎場及び手取郷斎場が整備され、火葬業務を行っています。

しかし、斎場の施設本体及び火葬炉等の重要設備の老朽化による維持管理費が増大しており、将来の需要予測を見据えた斎場の再整備が必要です。

また、墓地公苑については、多様化する墓地の需要について対応するため、令和2年度に竹松墓地公苑に合葬墓を整備しており、残区画数を見極めながら新たな整備を検討するとともに、共同墓地の老朽化に対応するための支援が求められています。

### 基本的方向

#### 1. 環境美化の推進

市民、事業者、行政が協働・連携し、道路・公園などの公共施設の清掃や散在する空き缶等を収集するクリーン作戦、集落等の川掃除（生活排水溝の清掃）などの環境保全活動に継続して取り組みます。

また、良好な海岸及び河川環境を保全するため、海岸などの愛護思想を普及啓発するとともに、市民、事業者が利用しやすいホームページを活用した環境情報の共有化を推進します。

#### 2. 公害防止対策の推進

環境基準の適合に向け、測定体制の充実を図るとともに、除草指導等による空き地の適正管理を図ります。

また、市内各企業との公害防止協定の締結を推進するほか、エコドライブによる自動車交通騒音の抑制や、除草剤、化学肥料等の適正な使用の推進を図り、苦情が発生した際は、迅速な対応をすることにより、市民の住み良い環境の維持に努めます。

#### 3. 斎場や墓地の整備

斎場については、市全体の将来の需要を予測し、市民の利便性や今後の費用対効果を踏まえた適正な施設配置や規模の検討を行うとともに、広域行政のメリットをより生かせるよう、更新計画を作成します。

墓地公苑については、市民ニーズに応じた整備を検討することとし、案内板の整備や適切な維持管理を図るとともに、共同墓地の区画案内板の設置、通路、擁壁等の整備、緑化などを支援します。

## 施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 環境美化の推進	環境保全活動の推進	→	→	市、市民、事業者
	道路・河川等の愛護啓発	→	→	市、市民、事業者
	ホームページ等を活用した環境情報共有化の推進	→	→	市
2. 公害防止対策の推進	環境基準の適合に向けた対策の実施	→	→	市、市民、事業者
	市内各企業との公害防止協定の締結の推進	→	→	市、事業者
	騒音・振動の苦情に対する迅速な対応	→	→	市、県
	悪臭と化学物質の苦情に対する迅速な対応	→	→	市、県
3. 斎場や墓地の整備	★斎場の再整備	→	→	市、広域事務組合
	市民ニーズに応じた墓地の整備	→	→	市
	共同墓地整備事業補助金の充実と活用	→	→	市

## 市民協働に向けて

- 市民、事業者、行政が互いにパートナーシップを確立し、三者が協働・連携して取り組む環境保全活動の一環として、海岸清掃や川掃除を実施します。

## 目標指標

指 標	単位	計画策定時	目標値		備 考
		(年度)	R3	R8	
大気汚染に係る環境基準の適合（4物質）	物質	3物質適合（H25）	4物質適合	4物質適合	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質
道路・河川環境保全活動参加団体数	団体	56（H27）	80	100	



合葬墓



海岸清掃



## 3-2-3 循環型社会の構築

### 現状・課題

■ 循環型社会とは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、資源の循環的な利用と廃棄物の適正処理を確保することにより、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」で、環境への負荷を低減することが重要となっています。

SDGsの考え方でもある、持続可能な社会の実現のため、廃棄物の排出削減や資源の再利用等で資源の有効利用を図る必要があります。

■ 生活環境の保全や公衆衛生の観点から廃棄物の適正処理は不可欠であり、近年では海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への悪影響も懸念されています。

そのため、海岸漂着物等の海洋ごみの回収・処理や発生抑制などの対策に取り組んでいく必要があります。

また、生活環境の悪化防止のため、不法投棄防止の監視活動を継続するとともに、アスベストやPCB等の処理困難有害物質の適正処理についての周知が必要です。

今後も廃棄物の適正処理を確保していくためには、廃棄物をできる限り少なくするとともに、処理施設の適切な維持管理と計画的な施設整備が必要です。

■ 近年の気候変動の影響で、全国的に、雨の降り方が、局地化、激甚化していく傾向にあり、大規模な水害や土砂災害が発生しており、本市でも、白山ろく地域において大規模な土砂崩れが起きています。

大量の災害廃棄物が発生し、その適正かつ迅速な処理が早期の復旧・復興を進めるうえで、大きな課題となる中、生活ごみなどの収集・運搬や処分先の確保、化学物質など有害物、危険物による公衆衛生の悪化や二次災害の発生防止に努める必要があります。

### 基本的方向

#### 1. 廃棄物の減量化と再資源化

SDGsの様々な目標につながっている食品ロス、海洋プラスチックをはじめとするプラスチックごみなどを出さない消費活動への転換や、「物（もの）」を大切に長く使うエシカル消費など意識の向上を図り、ごみの削減を推進します。

また、発生してしまった廃棄物については、分別排出に努め、収集・中間処理の各段階でリサイクルや再資源化を図り、最終処分量の低減を図ります。

#### 2. 廃棄物の適正処理

廃棄物による環境への影響を少なくするため、野焼きやポイ捨ての禁止啓発活動や不法投棄の監視活動を継続し、生活環境の保全に努めます。

アスベストやPCB等の処理困難物質の適正処理に関する情報提供を行うほか、廃棄物処理施設の整備については、施設の日常の適正な管理と定期的な点検整備により施設の長寿命化を図ります。

中長期的には、ごみ処理施設整備に向けた調査研究に取り組みます。

#### 3. 万全な災害廃棄物処理体制の構築

本市では、令和3年3月、平常時の災害予防対策と災害発生時の状況に即し、具体的な災害廃棄物処理方針を定めた「白山市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

この計画では、石川県災害廃棄物処理指針と整合をとり、協力支援体制、住民への啓発・周知、処理フロー、収集運搬について定めて、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に努めます。

また、大規模災害時廃棄物対策ブロック協議会や石川県内災害時相互応援協定、民間事業者など、規模に合わせた迅速な応援・連携体制の整備を進めます。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 廃棄物の減量化と再資源化	ごみの削減の推進	→	→	市、市民、事業者
	リサイクルの推進	→	→	市、市民、広域事務組合、事業者
2. 廃棄物の適正処理	不法投棄・不適正処理防止の推進	→	→	市
	★廃棄物処理施設の再整備	→	→	市、広域事務組合
3. 万全な災害廃棄物処理体制の構築	災害廃棄物の迅速かつ適正な処理及び体制構築	→	→	市、県、近隣自治体、中部ブロック

市民協働に向けて

- ごみ減量化を身近に感じられるよう、広報やポスターなどを広く利用し啓発していきます。
- 環境に関する施策と地域の活性化について、市民の学習会やイベントなどの活動機会を充実するとともに、まちかど市民講座などへの職員派遣を積極的に進めます。

目標指標

指 標	単位	計画策定時	目標値		備 考
		(年度)	R3	R8	
家庭系ごみの1人1日当たりの排出量	g/人・日	548 (H26)	520	486	
ごみリサイクル率	%	14.8 (H26)	23.0	20.6	

第3章（市民生活）  
第4部 基本計画



松任石川環境クリーンセンター



食品チェックシート



## 3-2-4 脱炭素社会の構築

### 現状・課題

本市では、平成23年に県内唯一の「白山市地球温暖化対策条例」を制定し、地球温暖化防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進して、温室効果ガスの削減に取り組んできました。

近年、地球を取り巻く状況は大きく変化してきており、国連サミットにおけるSDGsの採択やパリ協定の発効など、国際社会が協力して気候変動、生物多様性、資源循環などの対策を講じてきたところです。

このような中、本市では、令和3年3月、第2期地球温暖化対策地域推進計画の策定と、令和32（2050）年に温室効果ガス実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

さらに、この「ゼロカーボンシティ」の実現のため、令和4年3月、取り組みや施策の行程表である「脱炭素ロードマップ」を作成し、脱炭素社会構築のための具体的な道筋を示しました。

本市では、市内でも特に豊富な資源を有する白山ろく地域を対象に、平成28から29年度にかけ、「再生可能エネルギー導入可能性調査」を実施しました。

開発リスク、維持管理、体制構築等の課題はあるものの、太陽光発電、中小水力発電、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーを効果的に導入できる可能性があります。

特に、本市の面積の84%を占め、手取川上流域の水源となっている豊かな森林を生かした再生エネルギーの導入や、森林資源による温室効果ガスの吸収、さらには、白山手取川ジオパークにおける水の旅ー循環する水のメカニズムの活用が重要となります。

### 基本的方向

#### 1. SDGsの視点を取り入れた温室効果ガス削減の推進

白山市地球温暖化対策地域推進計画の基本方針である、①経済・社会、環境の三側面の新たな価値の創出と統合的向上、②経済・社会・環境における複数課題の同時解決、③地域資源の活用と多種多様な主体の協働を推進します。

脱炭素社会構築に向け、単なる温室効果ガスの削減のみならず、地域経済の活性化、地域が抱える問題の解決にもつながるよう、経済、社会、環境の課題に対し同時に取り組み、統合的な向上を目指します。

そのために、本市の地域資源を活用しながら、市民、事業者、行政をはじめ、地域に関係する多種多様な、全員参加型のパートナーシップを構築し、脱炭素社会への意識向上、温室効果ガスの削減に向けて実行していきます。

#### 2. 豊かな自然を生かした再生可能エネルギーの利活用の推進

持続可能な森林経営や、木材の利用、木材の生産・加工・流通、森林空間の循環利用は、SDGsの様々な目標に貢献しており、経済、社会、環境の三側面の統合的向上の取り組みです。

この考え方をもとに、木材チップや木質ペレット、薪を利用した発電や、熱利用として、家庭でのバイオマスストーブのほか、工場における木質バイオマスボイラーについて産官学金が連携し、調査・研究、導入を行っていきます。

また、白山手取川ジオパークの循環する水の活用として、地下水温と気温の温度差を活用したヒートポンプ、ヒートパイプなどの地中熱の利用、手取川扇状地を網目状に流れる農業用水などの未利用落差を利用した中小水力発電や雪氷熱についても、バイオマスの活用と同時に推進していきます。

## 施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. SDGsの視点を取り入れた温室効果ガス削減の推進	温室効果ガスの排出量削減の推進	→	→	市、市民、事業者
	脱炭素社会への意識向上の推進	→	→	市、市民、事業者
2. 豊かな自然を生かした再生可能エネルギーの利活用の推進	再生可能エネルギーの活用の促進	→	→	市、広域事務組合
	再生可能エネルギーの調査・研究の推進	→	→	市、市民、事業者
	計画的な森林経営の推進	→	→	市、市民、事業者

## 市民協働に向けて

- 本市の地域資源を活用しながら、市民、事業者、行政をはじめ、地域に関する多種多様な、全員参加型のパートナーシップを構築し、脱炭素社会への意識向上、温室効果ガスの削減に向けて実行していきます。

## 目標指標

指標	単位	計画策定時	目標値		備考
		(年度)	R3	R8	
本市の特性を活かした再生可能エネルギーの導入件数 (中小水力、雪氷熱、バイオマス利用施設)	件	3 (R2)	3	8	



ペレットストーブ



小水力発電所

